

平成21年6月10日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目3番1号
株式会社 ゴルフ・ドゥ
代表取締役社長 伊 東 龍 也

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

尚、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございます。

当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後6時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心3 - 2
ラフレさいたま 5F 桃 2番

3. 目的事項

報告事項 第22期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 補欠の監査役1名選任の件

以上

(お願い)

- ※ 当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付までご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.golfdo.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

I. 会社の現況

1. 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機が实体经济に影響を及ぼし、円高進行等の影響により輸出の急激な減少、企業業績の悪化に伴う設備投資の抑制、雇用不安など国内景気の後退はより一層鮮明となりました。

ゴルフ業界におきましては、石川遼プロによる男子プロツアーの活性化や女子プロツアーの人気継続等から各メディアにおいてゴルフに関する情報が露出する機会も多く、カジュアルなスポーツとして定着してまいりました。また、経済産業省調査での「特定サービス産業動態調査」においてゴルフ場・練習場の入場者数はほぼ前年並みの水準を維持、ゴルフプレーに対する関心の高まりを背景として参加人口は安定して推移いたしました。しかし、消費者心理の冷え込みから、ゴルフ会員権に対する需要の減少、ゴルフクラブなどの高額用品の販売低迷と、大変厳しい環境となりました。

このような経営環境のもと、当社は店舗の計画出店、新品クラブコーナーの新設、新業態店舗の出店決定等、中期経営計画「Reborn2010」の2年目の施策を着実に実行してまいりました。

店舗につきましては、直営事業では当社独自開発となる150坪パッケージである「ゴルフ・ドゥ！アクロスプラザ久喜店」「ゴルフ・ドゥ！武蔵村山店」「ゴルフ・ドゥ！新大宮バイパス浦和店」「ゴルフ・ドゥ！GLOBO蘇我店」「ゴルフ・ドゥ！柏店」の5店舗を出店、フランチャイズ事業では2店舗出店しましたが、新規出店店舗の一部と既存店舗の一部の業績低迷が回復せず、不採算店舗を直営事業で2店舗、フランチャイズ事業で1店舗閉店し、当事業年度末の営業店舗数は全国で合計76店舗となりました。

また、「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」では、ショップ会員は5万人を突破し、売上も順調に伸ばしております。さらに、新業態店舗として準備を進めてまいりました「GOLF J-WINGS」のアンテナショップ1号店を、神奈川県横浜市港北ニュータウンに平成20年12月オープンいたしました。想定外の景気後退や立地要因から早期撤退という苦渋の決断をいた

しました。

この結果、当事業年度の売上高は29億23百万円（前期比18.7%増）、営業損失が184百万円（前期営業利益 34百万円）、当期純損失は333百万円（前期純利益 29百万円）となりました。

当事業年度の配当につきましては、当期純損失を計上したこと等により、無配当といたします。なお、公開企業として株主様に対して責務を果たすために、将来的には配当性向を設定し、これに基づき利益を株主様に還元していく所存であります。

事業別の売上状況は次のとおりであります。

（単位：百万円、％）

事業別	当期		前期		対前期比	
	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比
直営事業	2,348	80.3	1,772	72.0	132.5	8.3
フランチャイズ事業	575	19.6	689	28.0	83.4	△8.4
合計	2,923	100.0	2,462	100.0	118.7	—

次に、各事業セグメント別の概況をご報告申し上げます。

(1) 直営事業

直営事業は、大型店舗であるアクロスプラザ久喜店、武蔵村山店、新大宮バイパス浦和店、GLOBO蘇我店、柏店を出店、しかしながら、桶川末広店、アクロスプラザ久喜店の2店舗を平成21年2月末で閉店した結果、売上高は前期の17億72百万円から23億48百万円（前期比31.2%増）となりました。

(2) フランチャイズ事業

フランチャイズ事業は、2店舗の出店にとどまったことから、売上高は、前期の6億89百万円から5億75百万円（前期比13.4%減）と減少いたしました。

② 設備投資の状況

当期は直営店（アクロスプラザ久喜店、武蔵村山店、新大宮バイパス浦和店、GLOBO蘇我店、柏店）出店、新業態店舗「GOLF J-WINGS」の出店、社内0.A機器取得、新規システムの開発などにより総額2億53百万円の設備投資を実行いたしました。

③ 資金調達の状況

当期中に実施しました設備投資などの所要資金は、銀行の借入金を充当いたしました。

なお、当期におきましては、9億円の資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収合併または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期	第 20 期	第 21 期	第 22 期 (当事業年度)
	〔平成17年4月～ 平成18年3月〕	〔平成18年4月～ 平成19年3月〕	〔平成19年4月～ 平成20年3月〕	〔平成20年4月～ 平成21年3月〕
売 上 高 (千円)	2,154,983	2,207,104	2,462,327	2,923,226
経 常 利 益 (千円)	118,757	6,964	37,994	△ 187,528
当 期 純 利 益 (千円)	102,582	△ 51,842	29,895	△ 333,531
1株当たり当期純利益 (円)	9,301.96	△ 3,986.04	2,287.36	△26,247.83
総 資 産 (千円)	971,754	1,133,060	1,231,735	1,785,540
純 資 産 (千円)	589,955	850,913	882,844	525,687
1株当たり純資産額 (円)	53,496.16	65,314.19	67,480.25	42,483.22

(注) 1. 記載金額は千円未満を、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満をそれぞれ切捨てて表示しております。

2. 記載金額頭部の△は損失を示しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

中古ゴルフクラブ市場でお客様満足度No.1を目指す当社を取り巻く環境は、価格の手頃さや中古ゴルフクラブに対する個人ユーザーの認識の高まりを受けて堅調に成長してまいりました。しかし、昨今では競争が激化し、中古ゴルフクラブ市場においても大手スポーツ量販店やネット専門企業による中古チェーン企業の買収など業界再編が勃発、新品ゴルフ量販店も中古ゴルフクラブの下取りとその販売をショップの中でコーナー展開するなどの方法にて参入しており、各社の戦略が明確になってまいりました。また、昨年来からの未曾有の世界金融危機による国内の景気後退の影響や逆資産効果が消費者心理を押し下げる状況となり、業界紙等の定店観測情報等によると、各クラブメーカーの新製品前倒し発売に対する量販店・専門店店頭での売れ行きは、大変厳しい状況であります。以上の環境変化を踏まえ、当社では、次のような経営課題を抱え、それらに対する諸施策を実施しております。

① 直営店の店舗展開と物件の多様化

当社は自社の知名度を高め、一般ゴルファーの利用を高めるために国内最大の市場である首都圏で直営店を集中的に出店する計画を検討しております。従来、郊外型の150坪パッケージ大型店舗を主軸に展開してまいりましたが、今後は、早期に黒字化が可能な新たなパッケージ開発のための体制を整備してまいります。

② フランチャイズチェーン本部の機能強化と加盟店開発の再開

直営事業と並ぶ当社事業の両輪の1つであるフランチャイズチェーン展開を今後も発展させていくには、本部機能を強化し、本部方針をフランチャイズ加盟店に徹底させると同時にフランチャイズ加盟店側のニーズにきめ細かく、かつ柔軟・迅速に対応していく必要があります。そのためにフランチャイズ加盟店の経営指導を行うスーパーバイザーのレベルアップ、情報システムの強化を引き続き図ってまいります。また、現在店舗のない空白エリアである地域に対して出店すべく加盟店開発を進めてまいります。

③ 人材の確保と育成

直営店の出店と新規事業開発のために、人材の確保と育成が必要であり、従来の中途採用に加え、今後さらに、新卒の定期採用と教育研修制度の充実、人事制度の見直しを進めてまいります。

④ 収益構造の改善を主軸に事業再構築

当社は、平成21年3月期まで新規出店により直営店舗網を急速に拡大してまいりましたが、各店とも短期間で出店時の費用を吸収することができず、営業利益を計上するに至りませんでした。よって平成22年3月期は、これら直営店の全店黒字化を目指してまいります。

そのための施策としては、第一に来店客数の増加策を強力に実行してまいります。具体的には、会員データベースを活用した効果的なダイレクトメールによるアプローチによって既存顧客の来店頻度を増加させ、また、新たなリピーター獲得のために従来のポイント会員やFAX会員に加え、携帯電話を利用したモバイル会員サービスを開始、さらに、より効果的でタイムリーなOne to Oneマーケティングを強力に促進してまいります。

第二に、粗利益率の向上策を推進します。粗利益率に大きな影響を与えるのが、長期滞留在庫の増減であるため、在庫管理オペレーションを改善し、在庫回転率を高め、滞留在庫の発生を抑制する仕組みを構築します。

第三に、販売費及び一般管理費を徹底的に削減します。特に人件費や宣伝販促費等は、予算統制の厳密な運用によって、コントロールしてまいります。

以上の諸施策により、直営店において利益を確実に獲得し、二期連続マイナスとなった営業活動によるキャッシュ・フローをプラスに転じながら手元資金を厚くし、財務の安全性を一層高めていく計画であります。

⑤ コンプライアンス、リスク管理体制の強化

法令を遵守するだけでなく企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには小規模な経営組織といえども、コンプライアンス体制の充実・強化が急務であります。

また、当社を取り巻く事業環境の変化と事業規模の拡大に伴い、従来には想定していなかった事業リスクの発生の可能性に対しても準備が必要であり、これらのリスクの発生を未然に防ぐためには内部管理体制の強化も急務であります。また、金融商品取引法での内部統制制度（J-SOX法）に従って、内部統制の整備・充実を図るために、社内規程類の見直し、内部監査機能の強化、監査法人・顧問弁護士など社外専門家との連携をより一層密にしており、その連携強化を図っていく方針であります。

5. 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社は、中古ゴルフクラブの売買を中心とするゴルフリサイクルショップ「ゴルフ・ドゥ！」の直営店舗展開及びフランチャイズチェーンの本部運営を主な事業としております。

6. 主要な事業所および店舗（平成21年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目3番1号
ゴルフ・ドゥ！草加店	埼玉県草加市北谷1丁目27番21号
ゴルフ・ドゥ！吹上店	埼玉県鴻巣市袋155番1
ゴルフ・ドゥ！北浦和店	埼玉県さいたま市浦和区領家4丁目1番2号
ゴルフ・ドゥ！多摩ニュータウン店	東京都八王子市松木33番13
ゴルフ・ドゥ！深谷店	埼玉県深谷市国済寺町26番6
ゴルフ・ドゥ！花小金井店	東京都小平市花小金井3丁目18番2号
ゴルフ・ドゥ！川越店	埼玉県川越市山田1652番1
ゴルフ・ドゥ！水戸店	茨城県水戸市笠原町1194番8
ゴルフ・ドゥ！大宮丸ヶ崎店	埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎995番
ゴルフ・ドゥ！武蔵村山店	東京都武蔵村山市2丁目3番
ゴルフ・ドゥ！新大宮バイパス浦和店	埼玉県さいたま市桜区町谷1丁目21番1号
ゴルフ・ドゥ！GLOBO蘇我店	千葉県千葉市中央区川崎町1番34号
ゴルフ・ドゥ！柏店	千葉県柏市若柴2番1号

（注） 武蔵村山店 平成20年6月、新大宮バイパス浦和店 平成20年7月、GLOBO蘇我店 平成20年9月、柏店 平成21年2月にそれぞれ新規開業しております。

7. 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

区 分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合 計	79名	8名増加	33.0歳	3.3年

- （注） 1. 臨時使用人及び嘱託契約者は含んでおりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数点第2位を切り捨て小数点第1位まで表示しております。
3. 使用人の増加要因は直営店の出店及び欠員補充によるものです。

8. 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

単位：百万円

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	370
株式会社三菱東京UFJ銀行	286
株式会社みずほ銀行	100
株式会社足利銀行	96

9. 会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 株式の状況（平成21年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 44,000株
2. 発行済株式の総数 13,083株
3. 株 主 数 1,028名
4. 大 株 主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
松 田 芳 久	5,732	46.32
赤 根 豊	651	5.26
ラ オ ッ ク ス 株 式 会 社	400	3.23
中 村 義 和	212	1.71
呉 功 再	201	1.62
岨 野 岳 夫	194	1.56
伊 東 龍 也	185	1.49
佐 藤 弘 子	181	1.46
株 式 会 社 丸 三	163	1.31
佐 藤 智 之	141	1.13

（注） 出資比率は、自己株式（709株）を控除して計算しております。

III. 新株予約権等の状況

1. 当事業年度末日における役員が保有する新株予約権の状況（平成21年3月31日現在）

（旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権）

- ① 平成17年2月8日取締役会決議

- 新株予約権の数（個） 145個
- 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 145株
- 新株予約権の行使時の払込金額（円） 37,000円
- 新株予約権を行使することができる期間
平成19年3月1日～平成24年2月29日
- 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員のいづ

れかの地位にあることを要する。また、新株予約権者の相続による本新株予約権の行使は認めない。更に、本新株予約権者が、本新株予約権の行使時まで、禁固刑以上の刑に処せられた場合、当社の就業規則その他の定めにより懲戒解雇もしくは諭旨解雇の処分を受けた場合、行使1年以内に就業規則に違反し減給処分を受けていた場合、本新株予約権の行使は認めない。その他の条件については当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

●新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。また、質入れその他一切の処分は認めない。

●当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役除く）	25個	25株	1名
監査役	0個	0株	0名

② 平成17年6月28日取締役会決議

●新株予約権の数（個） 152個

●新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 152株

●新株予約権の行使時の払込金額（円） 137,000円

●新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月1日～平成24年6月30日

●新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。また、新株予約権者の相続による本新株予約権の行使は認めない。更に、本新株予約権者が、本新株予約権の行使時まで、禁固刑以上の刑に処せられた場合、当社の就業規則その他の定めにより懲戒解雇もしくは諭旨解雇の処分を受けた場合、行使1年以内に就業規則に違反し減給処分を受けていた場合、本新株予約権の行使は認めない。その他の条件については当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

●新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。また、質入れその他一切の処分は認めない。

●当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役除く）	40個	40株	4名
監査役	20個	20株	3名

2. 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

IV. 会社役員の状況

1. 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

役名	氏名	担当または他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	伊東龍也	
取締役会長	松田芳久	株式会社ボックスグループ 代表取締役
取締役	大井康生	経営管理本部
取締役	井上文彦	商品本部
取締役	中川公隆	東京ビジネスオーデット株式会社 取締役
常勤監査役	小澤幸乃	
監査役	志村孝典	
監査役	安野憲起	司法書士

- (注) 1. 取締役 中川公隆氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 志村孝典氏及び監査役 安野憲起氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 中川公隆氏は、平成21年1月31日付にて辞任しております。

2. 社外取締役及び社外監査役との関係（平成21年3月31日現在）

① 社外取締役に関する事項

取締役 中川公隆は東京ビジネスオーデット株式会社の取締役を兼務しておりますが、同社と当社との取引関係はありません。

取締役 中川公隆は、一身上の都合により平成21年1月31日辞任いたしました。

当社は、取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより中川公隆氏と当社との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

② 社外監査役に関する事項

監査役 志村孝典及び監査役 安野憲起と、当社との取引関係はありません。

当社は、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより志村孝典氏及び安野憲起氏との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

③ 社外取締役及び社外監査役の事業年度中の取締役会等での活動状況

区 分	取締役会 (20回開催)		監査役会 (16回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 中川公隆	17回	100%	—	—
監査役 志村孝典	16回	80%	12回	75%
監査役 安野憲起	18回	90%	14回	87%

(注) 取締役 中川公隆氏は、平成21年1月31日辞任いたしましたのでそれまでの出席回数となります。

④ 社外取締役及び社外監査役の取締役会及び監査役会での発言

社外取締役中川公隆氏は、会社役員としての経験と知見に基づく発言を適宜行っております。社外監査役志村孝典氏及び社外監査役安野憲起氏は、客観的視点から、経営の意志決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

3. 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	5名	44,660千円	(うち社外取締役1名 3,200千円)
監 査 役	3名	8,220千円	(うち社外監査役2名 1,200千円)
合 計	8名	52,880千円	

(注) 取締役の支給額には、平成21年1月31日辞任いたしました社外取締役 中川公隆の報酬分を含んでおります。

V. 会計監査人の状況

1. 名 称 監査法人トーマツ
2. 報 酬 等 の 額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	17,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,150千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査機関の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務報告に係る内部統制に関するアドバイザー業務を委託し、対価を支払っております。

4. 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が解任した旨と解任の理由を報告します。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

VI. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針

(平成21年4月1日改訂)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）（施行規則第100条第1項第4号）

- ① 取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるコンプライアンス体制を維持し確立できるように会社理念、行動規範及び会社方針を定め、遵守する。
- ② 法令及び定款の遵守体制を確実にするために、リスク管理委員会を置き、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な活動を推進する。
- ③ 使用人は、法令及び就業規則のほか諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。
- ④ 経営企画室にコンプライアンス担当を置き、コンプライアンス体制の整備・維持を図るものとする。また、内部監査部門として「内部監査規程」ならびに「個人情報保護規程」に基づき各部門の業務監査・制度ならびに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取締役会に報告する。
- ⑤ 違法行為等によるコンプライアンス・リスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築として「ヘルプラインに関する規程」を設ける。

- ⑥ 取締役会は、「取締役会規程」等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。
- ⑦ 取締役会が取締役の職務執行を監督するため、取締役は担当業務の執行状況を毎月取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ⑧ 当社は、監査役会設置会社である。各監査役は監査役会が定めた「監査役会規程」及び「監査役監査基準」等に基づき、法令及び定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずることを取締役会に求める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（施行規則100条1項1号）

- ① 取締役の職務執行に関する情報を文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理する。
- ② 経営企画室コンプライアンスチームは、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について内部監査を行う。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制（施行規則100条1項2号）

- ① 取締役会は、事業継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ② 全社的リスク管理の主管部門である経営管理本部は、各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組み状況を点検し、会社全体のリスク管理に関わる規則・規程・マニュアル等の策定にあたり、リスク管理の状況を点検し、改善を推進する。
- ③ 事業活動に伴う各種のリスクに対しては、それぞれのリスク管理を主管する部門が対応する。事業に重大な影響を及ぼす故障、情報漏洩、信用失墜、災害等の危機に対しては、緊急時の対策等に関連する規程・マニュアル等に定めるものとし、リスクが発生した場合には、これに基づき対応する。
- ④ 経営企画室コンプライアンスチームは、リスク管理体制について内部監査を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（施行規則100条1項3号）

- ① 取締役会は、取締役会規程に従い、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催して、法令又は定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。
- ② 取締役会の決議により、業務執行を担当する担当役員を選任する。担当役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に、業務を執行する。
- ③ 業務の執行については、必要な職務の範囲と責任を「組織規程」「業務分掌規程」に定め、決裁の権限を「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に定める。
- ④ 経営企画室コンプライアンスチームは、業務の執行が、「組織規程」、「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に従い、適正に行われているか内部監査を行う。

5. 財務報告に係る適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（施行規則100条3項1号）

現在、監査役（会）の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役（会）から要請ある場合は監査役（会）の職務を補助する使用人の任命を取締役に対して求めることができる。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（施行規則100条3項2号）

前号の要請ある場合は監査職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査役会の同意を得ることとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（施行規則100条3項3号）

- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて業務及び内部統制の状況等の報告を行い、経営企画室コンプライアンスチームは、実施した内部監査の結果等を報告する。
- ② 取締役及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事項に関する事項を速やかに監査役（会）に報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（施行規則100条3項4号）

- ① 監査役（会）は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ適宜会合をもち、意見交換を行う。
- ② 監査役（会）は、経営企画室コンプライアンスチームと十分な連携を図ることで、監査が実効的に行われることを確保する。
- ③ 監査役（会）は、必要に応じて、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要情報を入手できることを保証する。

VII. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	994,248	流 動 負 債	613,637
現金及び預金	189,021	買掛金	87,001
売掛金	63,752	短期借入金	200,000
商品	690,037	1年以内返済予定の長期借入金	100,512
貯蔵品	2,098	未払金	74,720
前払費用	35,441	未払費用	42,284
未収消費税等	10,314	未払法人税等	9,732
その他流動資産	3,720	賞与引当金	21,858
貸倒引当金	△ 137	ポイント引当金	21,977
固 定 資 産	791,291	店舗閉鎖損失引当金	52,903
有 形 固 定 資 産	323,067	その他流動負債	2,647
建築物	193,063	固 定 負 債	646,215
構築物	12,148	長期借入金	552,664
車両運搬具	1,109	退職給付引当金	43,751
工具器具備品	112,759	預り保証金	49,800
建設仮勘定	3,985	負 債 合 計	1,259,852
無 形 固 定 資 産	33,733	純 資 産 の 部	
電話加入権	923	株 主 資 本	525,687
ソフトウェア	32,809	資本金	500,765
投資その他の資産	434,491	資本剰余金	177,817
投資有価証券	789	資本準備金	177,817
長期貸付金	1,567	利益剰余金	△ 129,270
長期前払費用	64,232	その他利益剰余金	△ 129,270
敷金・保証金	170,020	繰越利益剰余金	△ 129,270
建設協力金	199,448	自 己 株 式	△ 23,625
その他	4,614	純 資 産 合 計	525,687
貸倒引当金	△ 6,182	負 債 純 資 産 合 計	1,785,540
資 産 合 計	1,785,540		

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

	金	額
I. 売 上 高		2,923,226
II. 売 上 原 価		1,751,368
売 上 総 利 益		1,171,857
III. 販売費及び一般管理費		1,356,735
営 業 損 失		△ 184,877
IV. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,079	
受 取 手 数 料	2,823	
雑 収 入	1,202	7,106
V. 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,865	
自 己 株 式 取 得 費	374	
雑 損 失	517	9,756
経 常 損 失		△ 187,528
VI. 特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	792	792
VII. 特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,695	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,862	
店 舗 閉 鎖 損 失	35,560	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	52,903	
そ の 他 特 別 損 失	7,070	104,091
税 引 前 当 期 純 損 失		△ 290,827
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,154	
法 人 税 等 調 整 額	34,549	42,703
当 期 純 損 失		△ 333,531

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
前 期 末 残 高	500,765	177,817	204,260	—	882,844	882,844
当 期 の 変 動 額						
当 期 純 損 失			△333,531		△333,531	△333,531
自 己 株 式				△23,625	△ 23,625	△ 23,625
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△333,531	△23,625	△357,156	△357,156
当 期 末 残 高	500,765	177,817	△129,270	△23,625	525,687	525,687

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 (1) ゴルフクラブ……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) ゴルフクラブ以外……総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……建物（建物附属設備を除く）については定額法を、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	3年～30年
構 築 物	10年～20年
車 両 運 搬 具	2年～6年
工 具 器 具 備 品	2年～15年

無 形 固 定 資 産……ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

長 期 前 払 費 用……均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

ポイント引当金……ポイント使用による将来の費用負担に備えるため、直営店が発行しているポイントの期末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖に伴い負担することとなる損失に備えるため、合理的に見込まれる損失額を計上しております。

(追加情報)

当事業年度に直営店舗の閉鎖が決定し、店舗閉鎖に伴う損失が多額に発生することが見込まれることから、当事業年度において店舗閉鎖の意思決定時に、閉鎖時に見込まれる損失額を店舗閉鎖損失引当金として計上しております。

この結果、税引前当期純損失が52,903千円増加しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

6. 会計方針の変更

たな卸資産の評価基準及び評価方法

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、ゴルフクラブは個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、ゴルフクラブ以外は総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

これにより、当事業年度の税引前当期純損失は3,371千円増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	179,569千円
----------------	-----------

(損益計算書に関する注記)

店舗閉鎖損失の内訳は次のとおりであります。

建物除却損	25,923千円
構築物除却損	1,915千円
工具器具備品除却損	4,398千円
解約違約金	2,700千円
長期前払費用除却損	<u>623千円</u>
計	35,560千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当該事業年度の末日における発行済株式数	13,083株
当該事業年度の末日における自己株式数	709株
当該事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式数	397株

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

		(単位：千円)
		(平成21年3月31日現在)
繰延税金資産 (流動)		
貸倒引当金		55
ポイント引当金		8,900
賞与引当金		8,852
店舗閉鎖損失引当金		21,425
その他		3,660
繰延税金資産	小計	42,896
評価性引当額		△ 42,896
繰延税金資産	合計	—
繰延税金資産 (固定)		
減価償却費		296
投資有価証券評価損		1,564
退職給付引当金		17,719
貸倒引当金		2,503
繰越欠損金		136,365
その他		193
繰延税金資産	小計	158,643
評価性引当額		△158,643
繰延税金資産	合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

		(単位：%)
		(平成21年3月31日現在)
法定実効税率		40.5
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		△ 0.06
住民税均等割額		△ 2.79
評価性引当額		△44.47
繰越欠損金期限切れ		△ 7.52
その他		△ 0.33
税効果会計適用後の法人税等の負担率		△14.68

(一株当たり情報に関する注記)

一株当たり純資産額	42,483円22銭
一株当たりの当期純損失	26,247円83銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5 月14日

株式会社 ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 鎌田 竜彦 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 水野 雅史 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月27日

株式会社ゴルフ・ドゥ 監査役会

常勤監査役 小 澤 幸 乃 ⑩

社外監査役 志 村 孝 典 ⑩

社外監査役 安 野 憲 起 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過するまでこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役の規定を新設するものであります。

(3) 表現の見直し、条文の削除に伴う条数の調整等の形式的変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりでございます。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条 当社は、その株式に係る株券を</u> <u>発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置 く。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株主名簿管理人を置 く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条</u> 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第11条～25条</u> (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p><u>第26条</u> 当会社の監査役は、3名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第27条</u> 監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し、公告する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第9条</u> 当会社の<u>株主権行使の手續</u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第10条～24条</u> (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p><u>第25条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p> <p>2. <u>当会社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第28条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</p> <p><u>第29条～38条</u> (条文省略) (新設)</p>	<p>3. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第27条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。<u>ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役として選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p> <p><u>第28条～37条</u> (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

当社取締役全員（4名）は本総会終結の時を持ちまして任期満了となります。あらためて取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	略歴、当社における地位、担当 他の法人等の代表状況	所有株式数(株)
1	伊東龍也	昭和31年7月20日生	平成7年12月 株式会社ボックスグループ 取締役就任 平成12年4月 株式会社ゴルフ・ドゥ 専務取締役就任 平成15年11月 株式会社ゴルフ・ドゥ 九州取締役就任 平成17年4月 代表取締役社長就任（現任）	185
2	松田芳久	昭和33年8月21日生	昭和61年11月 有限会社ボックスグループ設立 代表取締役就任 昭和62年9月 有限会社プラス・ワン設立 代表取締役就任 平成元年2月 有限会社ボックスグループを株式会社へ改組 代表取締役就任（現任） 平成8年9月 スタアダイレクト株式会社 取締役就任 平成12年4月 有限会社プラス・ワンを株式会社ゴルフ・ドゥへ改組 代表取締役就任 平成17年4月 取締役会長就任（現任）	5,732
3	大井康生	昭和26年2月25日生	平成13年4月 アールビバン株式会社入社 平成14年5月 株式会社ゴルフ・ドゥ入社 平成17年4月 経営管理本部長就任 平成17年6月 取締役就任（現任）	10
4	井上文彦	昭和34年5月16日生	平成14年6月 株式会社ボックスグループ入社 平成15年10月 株式会社ゴルフ・ドゥ入社 平成17年4月 マーケティング本部長就任 平成17年6月 取締役就任（現任）	10

第3号議案 補欠の監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合においても監査業務の継続性を維持することができるよう、社外監査役志村孝典氏、安野憲起氏の補欠の社外監査役として牧野尚子氏を選任することをお願いするものであります。

なお、牧野氏選任の効力は、その就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴、他の法人等の代表状況	所有株式数(株)
牧野尚子	昭和46年11月17日生	平成12年5月 大貫事務所入所 平成13年4月 司法書士登録 平成17年5月 牧野司法書士事務所開設 (現任)	—

(注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

2. 牧野尚子氏は補欠の社外監査役として選任するものであります。

3. 牧野尚子氏を補欠の社外監査役候補者とする理由は、牧野尚子氏が司法書士としての知見と経験を有しており、その専門的見地が当社の監査体制に有用と考え、補欠社外監査役として選任をお願いするものであり、また、牧野尚子氏は会社経営の経験はありませんが、その司法書士としての経験と専門知識、幅広い見識から当社社外監査役の職務を適切に遂行できると判断しております。

4. 牧野尚子氏との責任限定契約について

当社は、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより就任に際しては牧野尚子氏との間で責任限定契約の締結を予定しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

① 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

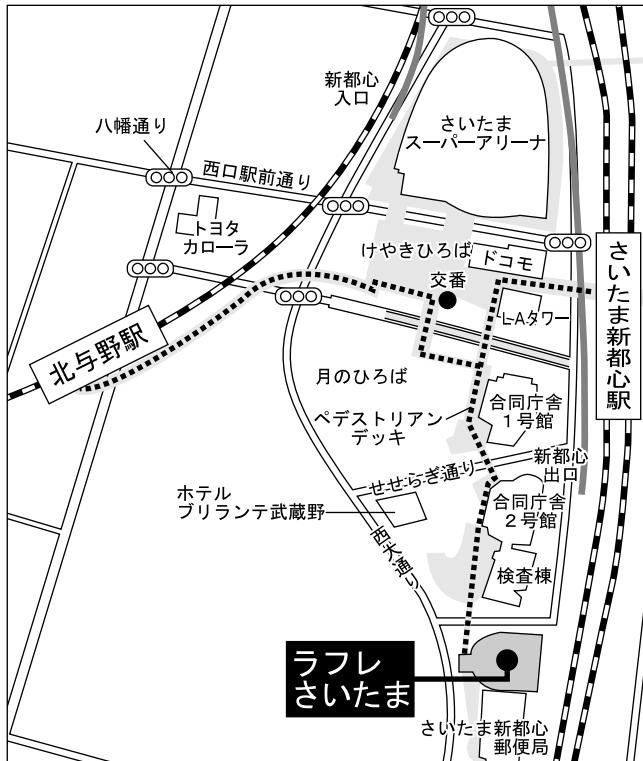
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場：埼玉県さいたま市中央区新都心 3-2

ラフレさいたま 5F 桃 2番

TEL：048-601-1111



J R 京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」下車 徒歩約7分

J R 埼京線「北与野駅」下車 徒歩約10分

※東北・上越新幹線ご利用の方は「大宮駅」でお乗り換えください。